

収入
印紙

建設廃棄物処理委託契約書

年 月 日
契約番号 510101901

*印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

契約区分 (収集運搬及び処分用)

◎それぞれ実線で結ぶ。

		収 集 運 搬 用	処 分 用	収 集 運 搬 処 分 用
事 業 者 (甲)	住 所 和歌山県和歌山市小雑賀38900番地 名 称 東村山工業株式会社 代表者 代表取締役 東村山太郎	(以下甲という)		
収集運搬会社 (乙)	住 所 和歌山県和歌山市中之島255-8 名 称 株式会社 エスエムエス運送 代表者 辻海 太郎 許可番号 (排出場所) 第07200001111号 (処分場所) 第03001023450号 (都道府県・政令市 和歌山市) (都道府県・政令市 和歌山県) 許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器 (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等 許可車両 (100) 台	(以下乙という)		
処 分 会 社 (丙)	住 所 和歌山県和歌山市中之島255-8 名 称 丸三角 環境開発 株式会社 代表者 丸三角 太郎 許可番号 第00420123456号 許可区分 中間処理 許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器 (特別管理産業廃棄物)	(以下丙という)		

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(委託内容)

- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
- 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
 - 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
 - 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
- 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
 - 甲は、建設系廃棄物マニフェスト（紙並びに電子を含む。以下同じ）により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
 - 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
 - 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。